

かがわ子育て支援県民会議規約

(名称)

第1条 この会は、かがわ子育て支援県民会議（以下「県民会議」という。）という。

(目的)

第2条 県民会議は、みんなの行動で少子化の流れを変えられるよう、関係団体、関係企業、行政機関等を含む全県をあげて連携を図り、次代を担う子どもとその家庭を社会全体で支援する気運を醸成し、子育て・子育てをみんなで支えるかがわの実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民の子育ち、子育て支援の気運醸成や意識高揚に関すること。
- (2) 子育て、子育て支援情報の収集・提供に関すること。
- (3) 子育て、子育て支援活動に対する支援に関すること。
- (4) その他この県民会議の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第4条 県民会議は、この会議の趣旨に賛同する団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 県民会議への加入については、会長に加入届を提出し、運営委員会で承認を得るものとする。
- 3 県民会議からの退会については、会長に退会届を提出しなければならない。
- 4 会員が県民会議の名誉を傷つけ、又はこの会議の目的に反する行為のあったときは、総会の議を経て、会長がこれを除名することができる。

(役員)

第5条 県民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監 事 2名
- 2 会長及び監事は、会員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
 - 3 役員の任期は、選出及び指名から翌々年の定期総会までとし、再任を妨げない。
 - 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、県民会議を代表し、会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は双方代理となる事項については、その職務を代理する。
- 3 監事は、県民会議の会計を監査する。

(会議)

第7条 県民会議の会議は、総会及び運営委員会とする。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は、2分の1以上の出席がなければ開会することができない。この場合において、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。
- 3 総会の議長は会長が行う。
- 4 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 県民会議の基本方針及び事業の概要に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定に関すること。
 - (3) 事業報告及び収支決算の承認に関すること。
- 5 総会の議事は、第12条に規定する場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会は、年1回定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 7 総会は、やむを得ないと会長が認めた場合、書面で開催をすることができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(会計)

第10条 県民会議の経費は、受託収入、負担金その他の収入をもって充てる。

2 県民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 県民会議の予算は、総会の議決により定め、決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第11条 県民会議の事務を処理するため、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課内に事務局を置く。

2 事務局長は、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課長の職にある者をもって充てる。

(規約の改正)

第12条 この規約は、総会において出席者3分の2以上の同意を得なければ改正できない。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年9月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

1 この規約は、令和3年4月27日から施行する。

2 今回の改正規約施行時の役員の任期については、令和5年度総会の終結の時までとする。

附 則

この規約は、令和6年4月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月30日から施行する。